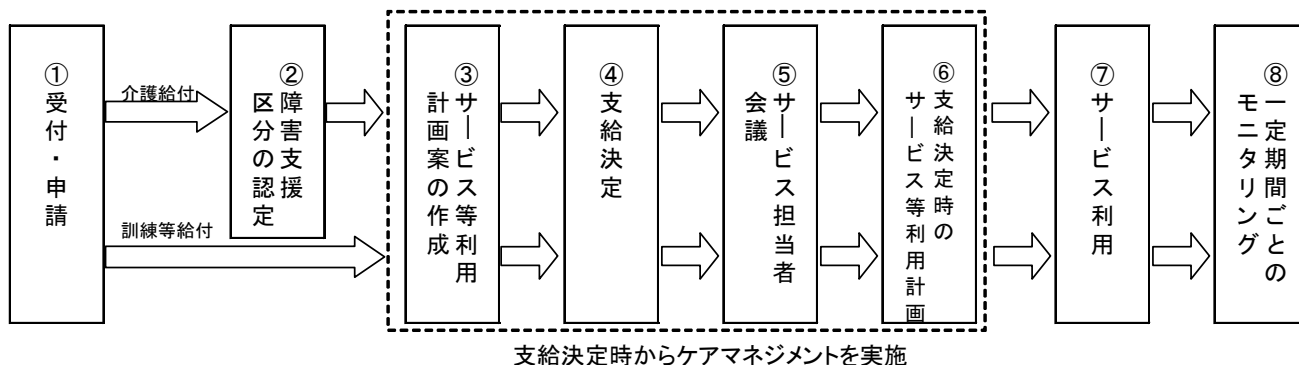


## 1 障害福祉サービス等の利用までの流れ



※ 原則として、18歳以上の方の流れであり、児童に関しては基本的に簡単な調査後、サービス等利用計画案の作成という流れになります。

### ① 受付・申請

障害福祉サービス等の申請は、お住いの地区の地区保健福祉センターにおいて受付します。

### ② 障害支援区分の認定

申請をしたサービスが介護給付費（訓練等給付費の共同生活援助は一部含む）の場合は、80項目の調査を行い、有識者の審査判定を受け、「障がいの多様な特性等に応じて必要とされる標準的な支援の度合」を示す障害支援区分が認定されます。

### ③ サービス等利用計画案の作成

指定特定相談支援事業者（計画相談支援事業者）が、総合的な援助方針や解決すべき課題を踏まえ、各個人毎に最も適切なサービスの組み合わせ等について検討し、サービス等利用計画案を作成します。（自身で作成する場合は、セルフプラン）

### ④ 支給決定

地区保健福祉センターが、②及び③等を勘案し、支給の可否を決定します。また、期間及び支給量についても併せて定め、障害福祉サービス受給者証等を交付します。

### ⑤ サービス担当者会議

利用する障害福祉サービス等において支援する関係者等が、利用者の課題や支援の方針・計画等について、協議・連絡・調整等を行います。

### ⑥ 支給決定時のサービス等利用計画

④を受け、指定特定相談支援事業者（計画相談支援事業者）が作成します。

### ⑦ サービス利用

④において決定された障害福祉サービス等を利用します。

### ⑧ 一定期間ごとのモニタリング

指定特定相談支援事業者（計画相談支援事業者）が、一定期間毎に障害福祉サービス等の利用状況や心身の状態、生活環境、サービスの利用に関する意向等を勘案しサービス等利用計画の見直しを行います。